

刑事訴訟法

【平成23年】

- ・ 捜索差押許可状の「罪名」として具体的罰条を記載することの要否（最大決 S33.7.29・百 20）
- ・ 捜索差押許可状の「差し押さえるべき物」の概括的記載
- ・ 捜索差押許可状の「差し押さえるべき物」への該当性（最判 S51.11.18・百 23）

【平成24年】

- ・ おとり捜査（最決 H16.7.12・百 11）
- ・ ビデオカメラによる録音・録画の適法性（千葉地判 H3.3.29・百 10：秘密録音）

【平成25年】

○訴因の特定

- ・ 訴因の特定のために必要とされる記載
- ・ 義務的求釈明の対象
> 傷害罪の共同正犯の実行行為者（最決 H13.4.11・百 45：殺人罪の共同正犯の実行行為者）

○検察官の釈明内容と異なる事実認定

- ・ 検察官の釈明内容が訴因の内容になるか
- ・ 争点顕在化措置

○択一的認定

- ・ 同一構成要件内における明示的択一的認定

【平成26年】

○伝聞法則

- ・ 被告人の自白を録音した IC レコーダー
- ・ IC レコーダーにおける原供述者の「署名若しくは押印」の要否（最決 H17.9.27・百 82）

○自白法則

- ・ 自白の任意性
- ・ 自白法則と違法収集証拠排除法則の関係

○違法収集証拠排除法則

- ・ 証拠排除の根拠・要件（最決 S53.9.7・百 88）

【平成27年】

○捜索現場での写真撮影の適法性

○伝聞法則

- ・ 検証調書に準ずる書面

【平成28年】

○逮捕・勾留

- ・ 再逮捕の可否
- ・ 再勾留の可否

○証拠の関連性

- ・ 同種前科証拠による犯人性の立証（最決 H24.9.7・百 60）

【平成29年】

○逮捕

- ・現行犯逮捕
- ・準現行犯逮捕

○訴因の特定

- ・訴因の特定のために必要とされる記載
 >共謀の成立時期

○求釈明

- ・義務的求釈明と裁量的釈明の区別

○検察官の釈明内容と異なる事実認定

- ・検察官の釈明内容が訴因の内容になるか
- ・争点顕在化措置

【平成30年】

○行政警察活動

- ・職務質問
- ・所持品検査（米子銀行強盗事件・最判 S53.6.20・百 4）

○違法収集証拠排除法則

- ・証拠排除の根拠・要件（最決 S53.9.7・百 88）
- ・違法性承継論（最判 S61.4.25・百 89）

【令和1年】

- ・実質的逮捕論
- ・違法逮捕に引き続く勾留請求の可否

【令和2年】

- ・常習傷害罪の事案における一事不再理効の客観的範囲（最判 S43.3.29、最判 H15.10.7・百 95）

【令和3年】

○逮捕

- ・準現行犯逮捕

○接見指定

- ・接見指定の可否（最判 H11.3.24・百 34）
- ・接見指定の内容（最判 H12.6.13・百 35：初回接見）

【令和4年】

- ・「場所」に対する搜索差押許可状に基づく搜索場所内の物（携帯品）の搜索（最決 H6.9.8・百 21）
- ・搜索実行中に搜索場所に搬入された物の搜索（最決 H19.2.8・百 22）
- ・搜索に「必要な処分」の限界（最決 H14.10.4・百 A5）

【令和5年】

- ・逮捕の基礎となった事実に別事実を付け加えて勾留することの可否
- ・再勾留の可否

【令和6年】

- ・類似事実による犯人性立証の可否（最決 H25.2.20・H25 重判 4）
- ・類似事実による犯罪の主観的要素の立証の可否

【令和7年】

○訴因変更の可否

- ・保護責任者遺棄罪の訴因について死体遺棄罪の予備的訴因を追加する場面

○犯罪の証明

- ・客体の生死が不明である場合に死体遺棄罪で認定することの可否
 - >予備的認定
 - >秘められた択一的認定（札幌高判 S61.3.24）